

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

制 度 名	P C B 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 措置の対象 P C B 汚染物等処理用設備、石綿含有廃棄物無害化処理用設備に係る特別償却措置の適用期限を延長すること。</li> <li>・ 措置内容 特別償却措置（初年度 14/100）</li> <li>・ 関係条文 租税特別措置法第11条第 1 項表 1、第43条第 1 項表 1 租税特別措置法施行令第 5 条の10第 1 項から第 3 項まで、第28条第 1 項から第 3 項まで 租税特別措置法施行規則第 5 条の12、第20条の 6 昭和 48 年大蔵省告示第 69 号別表第 1</li> </ul>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	百万円 （ 百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p style="text-align: center;"><b>PCB汚染物等無害化処理用設備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>政策目的</b></p> <p>PCB廃棄物を適正に処理する設備を備えた施設を整備することを促進する。これにより、PCB廃棄物の適正な処理を確保し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするものである。</p> <p style="text-align: center;"><b>施策の必要性</b></p> <p>PCB廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB廃棄物特別措置法」という。）に基づき、定められた期限（平成28年7月）までにPCB廃棄物を処分しなければならないこととされており、早期にかつ確実に処理していく必要がある。</p> <p>このうち、微量PCB汚染廃電気機器等（平成14年7月にその存在が判明した、微量のPCBに汚染された絶縁油を使用した電気機器等が廃棄物となったもの）については、平成21年11月に制度改正を行い、従来の都道府県知事による許可に加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）における無害化処理に係る特例制度を活用して、環境大臣が微量PCB汚染廃電気機器等の処理業者について認定を行うこととし、PCB廃棄物処理基本計画においても位置付けたところである。微量PCB汚染廃電気機器等の期限内処理の達成のためには、できるだけ早期に処理施設の導入・整備を促進させる必要がある、本税制による措置が引き続き必要不可欠である</p> <p style="text-align: center;"><b>石綿含有廃棄物等無害化処理用設備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>政策目的</b></p> <p>アスベスト問題への対応として、早急に石綿含有廃棄物の適正な処理施設の整備を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするものである。</p> <p style="text-align: center;"><b>施策の必要性</b></p> <p>石綿含有廃棄物の排出量の増加（ストック量約4000万トン、年間排出量100万トン以上）が予想される中で、住民の不安を背景とした石綿含有廃棄物の忌避に加え、今後、大量に排出されることが予想されている石綿含有廃棄物の処理が滞留し（年に数十万トンと予想）、不法投棄や不適正処理が頻発して、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態が懸念される。このため、石綿含有廃棄物について無害化処理という新たな処分ルートを平成18年の廃棄物処理法の改正によって確立し、取扱いについても厳格な処理基準を設けたところ。</p> <p>このため、今後の石綿含有廃棄物等による健康被害を拡大しないための対応の一環として、石綿含有廃棄物の適正処理を徹底しつつ、税制優遇措置により今後増大が見込まれる石綿含有廃棄物の処理に必要な受け皿を確保する必要がある。</p> <p>また、廃石綿等の埋立処分については、廃石綿等を受け入れている最終処分場の周辺住民を中心として、処分業者の取扱いによっては最終処分場への投入時や転圧時等における二重こん包袋の破袋等により石綿が飛散する危険性を危惧する声があることから、政令改正による基準強化を行う予定であり、廃石綿等の埋立処分を行うことはさらに厳しくなる。一方で、石綿含有廃棄物等の排出量の増加が見込まれており、埋立処分以外の処分ルートを早急に確保する必要がある。したがって、本税制優遇措置により、一刻も早く無害化処理施設の整備を行うことが必要。</p>		
	今 回	合 性 理	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 的

	位置付け	
	政策の達成目標	<p>PCB汚染物等無害化処理用設備 無害化処理施設の設置を進め、PCB廃棄物特別措置法に基づき、定められた期限（平成28年7月）までに微量PCB汚染廃電気機器等の処理を完了する。</p> <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備 無害化処理施設を早期に設置し、石綿含有廃棄物の無害化を確実に遂行する。</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	<p>PCB汚染物等無害化処理用設備 延長期間2年（平成23年4月1日から平成25年3月31日まで）とする。</p> <p>石綿含有廃棄物等無害化処理用設備 延長期間2年（平成23年4月1日から平成25年3月31日まで）とする。</p>
	同上の期間中の達成目標	<p>PCB汚染物等無害化処理用設備 無害化処理施設の設置を進め、微量PCB汚染廃電気機器等の処理を推進する。処理施設の設置については、同上期間内におおむね10件が見込まれる。</p> <p>石綿含有廃棄物等無害化処理用設備 無害化処理施設を早急に設置し、石綿含有廃棄物の無害化を確実に遂行する。処理施設の設置については、同上期間内におおむね6件が見込まれる。</p>
	政策目標の達成状況	<p>本無害化認定制度は、平成18年に創設されたものであり、微量PCB汚染廃電気機器等については、平成21年11月に無害化認定制度の対象となったところ。</p> <p>平成22年8月の段階で、無害化処理認定申請を行った事業者は6社、認定を受けた事業者は3者となっている。今後さらに申請件数が増加するものと見込まれる。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>PCB汚染物等無害化処理用設備 処理施設の設置については、同上期間内におおむね10件が見込まれる。</p> <p>石綿含有廃棄物等無害化処理用設備 処理施設の設置については、同上期間内におおむね6件が見込まれる。</p>
	要望の措置	

	の効果見込み(手段としての有効性)	期間内におおむね 11,000 トンの処理が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税：固定資産税の課税標準の特例 融 資：日本政策金融公庫による融資制度 (環境・エネルギー対策資金)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業 (11,874 千円) ・P C B 廃棄物適正処理対策推進事業 (100,073 千円の内数)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、微量 P C B 汚染廃電気機器等及び石綿含有廃棄物の無害化処理技術を認定するなど、P C B 廃棄物及び石綿含有廃棄物の適正処理を促進するための措置であるが、事業者の公害防止設備の設置を促進するものではなく、本要望項目との政策目的上の重複はない。
	要望の措置の妥当性	P C B 廃棄物・石綿廃棄物の施設は設置時のコストが高額であり、税制措置による支援が適当。 石綿含有廃棄物等については、建築物の解体等の増加により今後大量に排出されることが予想され、石綿含有廃棄物の処理が滞留し、不法投棄や不適正処理が頻発し、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態が懸念される。そのことから円滑かつ安全な処理を確保することが不可欠であるが、その処理方法は事実上、最終処分場に埋め立てる方法に限られているところであり、一刻も早い無害化処理施設の整備が求められている。また、微量 P C B 汚染廃電気機器等については、法に基づく期限内処理の推進のために、できるだけ早期に処理施設の導入・整備を促進させなければならない。 仮に本税制優遇措置が延長されなかった場合、有害性のあるこれら廃棄物の無害化処理が促進されず、不法投棄や不適正処理が頻発し、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態や最終処分場のひっ迫を招くことが想定される。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>P C B 汚染物等無害化処理用設備 (単位：百万円)</p> <p>平成 19 年度 1,258 平成 20 年度 302 平成 21 年度 704</p> <p>石綿含有廃棄物等無害化処理用設備 (単位：百万円)</p> <p>平成 19 年度 315 平成 20 年度 0 平成 21 年度 0</p> <p>施設の性格上多くの施設は設置されないが、有害性のある石綿含有廃棄物等や微量 P C B 汚染廃電気機器等の適正な処理に当たっては一件一件の無害化認定施設が重要である。今後設置</p>

		数が増加する見込み。
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本無害化認定制度は、平成 18 年に創設されたものであり、微量 P C B 汚染廃電気機器等については、平成 21 年 11 月に無害化認定制度の対象となったところ。平成 22 年 8 月の段階で、無害化処理認定申請を行った事業者は 6 社、認定を受けた事業者は 3 者となっている。施設の性格上多くの施設は設置されないが、一件一件が重要であり、今後さらに申請件数が増加するものと見込まれる。
	前回要望時の達成目標	<p>P C B 汚染物等無害化処理用設備 P C B 廃棄物の適正処理の促進。具体的には平成 13 年 6 月に制定された P C B 処理関連 2 法の枠組みに基づき、平成 28 年 7 月までに P C B 廃棄物を全て処理するため、無害化処理認定施設の設置を進め、微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理体制を整備する。処理施設の設置については、平成 22 年度中に概ね 6 件が見込まれる。</p> <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備 石綿含有廃棄物無害化処理用設備無害化処理施設を早急に設置し、石綿含有廃棄物の無害化を確実に遂行する。処理施設の設置については、平成 22 年度中に概ね 4 件が見込まれる。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>P C B 汚染物等無害化処理用設備 微量 P C B 汚染廃電気機器等については、平成 21 年 11 月に無害化認定制度の対象となったところであり、平成 22 年 8 月段階で、無害化処理認定申請を行った事業者は 3 社、認定を受けた事業者は 1 者となっている。今後さらに申請件数が増加し、今年度は前回要望時の目標件数を概ね達成するものと見込まれる。</p> <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備 平成 22 年 8 月段階で、2 者に対し、環境大臣の無害化処理認定を出しており、目標達成に向け着実に増加しているところ。無害化処理技術の開発には実証試験用の設備の設計・設置、実証試験の実施、排ガス・無害化処理物の分析等の試験結果の評価、生活環境影響調査や住民調整等の事前準備が必要であり、石綿含有廃棄物の排出量に応じた処理能力を確保するには、今後数年程度の期間が必要である。</p>
	これまでの要望経緯	<p>P C B 汚染物等無害化処理用設備 P C B 汚染物等無害化処理用設備は、平成 13 年度に拡充され、平成 15 年度・平成 17 年度・平成 18 年度、平成 20 年度税制改正において、2 年間の延長が認められた。また、平成 22 年</p>

度税制改正においては、対象を環境大臣による無害化処理認定を受けて設置された施設に限定し、1年延長された。

石綿含有廃棄物無害化処理用設備

石綿含有廃棄物無害化処理用設備は、平成18年度に拡充され、平成19年度税制改正において、産業廃棄物処理用設備のうちばい煙処理装置を石綿含有廃棄物無害化処理用設備とともに使用されるものに対象を限定され、平成20年度税制改正において、2年間の延長が認められ、平成22年度税制改正要望において、1年間の延長が認められた。